

土地閉鎖登記簿の事務の取扱いについて (お知らせ)

松山地方法務局では、土地閉鎖登記簿（コンピュータ化により閉鎖された土地登記簿）の電子化作業を順次実施しています。

この作業により、電子化された土地閉鎖登記簿の謄抄本の作成及び閲覧の取扱いが変更になりますので、お知らせします。

- 1 取扱開始日 平成28年5月16日（月）
- 2 取扱開始庁 松山地方法務局大洲支局管轄の一部
松山地方法務局宇和島支局管轄の全部
※ 松山地方法務局西条支局，四国中央支局及び今治支局管轄については、昨年5月11日から取扱いを開始しています。
- 3 土地閉鎖登記簿の謄抄本作成の取扱いの変更点
電子化された土地閉鎖登記簿（閉鎖登記簿電子情報）をA4判に印刷したものに、登記官の証明文を付してお渡しします。
- 4 土地閉鎖登記簿の閲覧の取扱いの変更点
従来の閲覧に代えて、A4判に印刷したものをお渡しします（証明文はありません。）。お持ち帰りいただくことができます。
- 5 御利用手数料
土地閉鎖登記簿の謄抄本 1通50枚まで600円
土地閉鎖登記簿の閲覧 1筆450円
- 6 その他
土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧については、登記情報提供サービス，オンライン請求及び登記情報交換サービスによる御利用はできません。
御不明な点は、取扱開始庁の職員にお尋ねください。

平成28年4月25日

松山地方法務局